

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

1. 趣旨

本要領は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）を積算するに当たり、必要な事項を定める。

2. 対象工事

令和7年8月1日以降に起工する県土マネジメント部が発注する下記工事のうち、主たる工種が屋外作業である工事とする。ただし、小規模維持修繕工事は除くものとする。

※「土木工事標準積算基準書 奈良県県土マネジメント部」又は「下水道用設計標準歩掛表 日本下水道協会（機械設備、電気設備、建築・建築設備に係る歩掛を除く）」に基づいて積算する工事

3. 実施方法

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の計上は、変更契約において行うものとし、熱中症対策・防寒対策に係る施設・設備の種類や規模・設置期間については、事前に受注者（主任技術者等）が別添「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書（別添様式1）」を発注者（監督員等）に提出し、協議により決定する。

なお、発注者は、対策の妥当性を確認の上、受注者に、工事打合せ簿〔通知〕により対策の可否について通知するものとする。

4. 積算方法

費用は、積上げにより計上することとし、現場環境改善費率分で計上される額の50%を上限とする。なお、率分の計上の有無に関わらず、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）を計上することができるものとする。

熱中症対策に係る「作業員個人の費用※」は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき計上されるため、対象外とする。

※例：空調機能付き作業服、首かけクーラー、冷感スプレー、塩飴、スポーツドリンク等現場管理費の補正は、受注者より提出された観測結果をもとに算出した真夏日率に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。

熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。

5. 実績報告

対策を実施した場合、設計図書の変更までに、別添「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）報告書（別添様式2）」を発注者（監督員）に提出しなければならない。

6. 特記仕様書への記載

発注者は現場環境の改善を図るため、熱中症対策・防寒対策を実施する対象工事である旨を下記のとおり特記仕様書に対象工事である旨を記載するものとする。

第〇条 現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）について

- （１）本工事は、現場環境の改善を図るため、熱中症対策・防寒対策を実施する対象工事である。
- （２）受注者は、現場環境の改善を図るため熱中症対策・防寒対策を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページで公開している「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づき事前に協議を行うものとする。
- （３）協議により認められた費用については、設計変更の対象とする。

附則

- 1 この要領は、令和7年8月1日から施行する。